

仕事と育児・介護等の両立を支援する制度には次のようなものがあります。各制度(一部制度を除く。)をクリックすると、Q&Aにジャンプします。

両立支援策		利用対象		制度の概要等	
		男性職員	女性職員		
育児休業等	育児休業	○	○	(概要)(期間)	子を養育するため、一定期間休業することを認める制度 子が3歳に達するまで
	育児短時間勤務	○	○	(概要)(期間)	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度 子が小学校就学の始期に達するまで(勤務時間は週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択)
	育児時間	○	○	(概要)(期間)	子を養育するために、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 子が小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内(30分単位)
休暇制度	産前休暇		○	(概要)(期間)	6週間以内(多胎妊娠の場合には14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇 産前6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日まで
	産後休暇		○	(概要)(期間)	出産した女性職員に与えられる休暇 出産の翌日から8週間(産後6週間を経過した職員が申し出て、医師が支障がないと認めた場合には勤務可能)
	保育時間	○	○	(概要)(期間)	生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇 子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内
	配偶者の出産休暇	○		(概要)(期間)	妻の出産に伴う入院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇 2日
	育児参加のための休暇	○		(概要)(期間)	妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇 5日
	子の看護休暇	○	○	(概要)(期間)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇 年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)
	短期介護休暇	○	○	(概要)(期間)	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う職員に与えられる休暇 年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)
	介護休暇	○	○	(概要)(期間)	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月以内の期間(1日又は1時間の単位(1時間を単位とする場合は1日4時間以内))
	その他	早出遅出勤務	○	○	(概要)(期間)
深夜勤務の制限		○	○	(概要)(期間)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務(超過勤務、宿日直勤務を含む。)を制限する制度 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
超過勤務の免除		○	○	(概要)(期間)	3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度 子が3歳に達するまで
超過勤務の制限		○	○	(概要)(期間)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
女性職員に対する措置	深夜勤務及び時間外勤務の制限		○	(概要)(期間)	妊産婦である女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度 妊産婦である期間
	健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除		○	(概要)(期間)	妊産婦である女性職員が健康診査及び保健指導の受診のために勤務しないことを認める制度 妊産婦である期間
	業務軽減		○	(概要)(期間)	妊産婦である女性職員の業務の軽減又は他の簡易な業務に就かせることを認める制度 妊産婦である期間
	通勤緩和		○	(概要)(期間)	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、正規の勤務時間の始め又は終わりで勤務しないことを認める制度 妊娠中の期間、1日を通じて1時間を超えない範囲
	休息、補食のための職務専念義務免除		○	(概要)(期間)	妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度 妊娠中の期間